

特別償却の付表（二十二）の記載の仕方

1 この付表（二十二）は、青色申告法人が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第46条の2第1項《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成30年旧措置法第68条の33第1項《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、次世代育成支援対策資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「次世代育成支援対策資産の区分1」は、平成30年旧措置法第46条の2第1項又は第68条の33第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、それぞれの該当号を記載してください。

3 「次世代育成支援対策資産の種類2」は、次世代育成支援対策資産が「建物」、「建物附属設備」、「車両及び運搬具」又は「器具及び備品」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

4 「取得価額6」には、次世代育成支援対策資産の取得価額を記載します。

ただし、その次世代育成支援対策資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

5 「割増償却率8」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を記載します。

(1) 建物及び建物附属設備

平成30年旧措置法第46条の2第1項に規定する特例認定適用事業年度（以下「特例認定適用事業年度」といいます。）又は平成30年旧措置法第68条の33第1項に規定する特例認定適用連結事業年度（以下「特例認定適用連結事業年度」といいます。）…「15」

(2) 車両及び運搬具並びに器具及び備品

特例認定適用事業年度又は特例認定適用連結事業年度…「12」

6 「償却・準備金方式の区分10」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「厚生労働大臣の特例基準適合認定年月日11」には、特例基準適合認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「一般事業主行動計画の計画期間開始の日12」には、特例基準適合認定に係る一般事業主行動計画の計画期間開始の日を記載します。

(3) 「事業の用に供した次世代育成支援対策資産の仕様、性能等判定上参考となる事項13」は、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が次世代育成支援対策資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示名、告示番号、該当の項及び号を、例えば「平27厚労省告示第233号」、「第1号イ」のように記載します。